

## カード関係規定の一部改正について

令和7年6月1日付で、以下のカード関係規定を一部改正いたします。

- ・キャッシュカード規定
- ・キャッシュカード規定（普通貯金無利息型＜決済用＞）
- ・ICキャッシュカード規定
- ・ICキャッシュカード規定（普通貯金無利息型＜決済用＞）

### 〈主な改正内容〉

キャッシュカードを店舗に設置したピンパッド等で利用するにあたり、以下記載の項目を追加いたします。

- ①店舗窓口でキャッシュカードを用いて、本人認証を行うこと。
- ②店舗窓口でキャッシュカードを用いて、口座の入出金、振込、貯金残高の確認、口座振替等が可能となること。
- ③「キャッシュカード+暗証」の一致を持って取引を行った場合、カードまたは暗証について事故があっても金融機関は責任を負わないこと。

以上